

おでかけ交通事業について

おでかけ交通事業は、バス路線廃止地区やバス路線のない高台地区などにおいて、地域住民の交通手段を確保するため、地域の方、交通事業者、市がそれぞれの役割分担のもとで連携し、ジャンボタクシー等を運行するものである。

1 実施地区 資料

(1) 高台地区（2箇所）

- ① 枝光地区（八幡東区）
- ② 大蔵地区（八幡東区）

(2) バス路線廃止地区（6箇所）

- ① 合馬・道原地区（小倉南区）
- ② 平尾台地区（小倉南区）
- ③ 木屋瀬・楠橋・星ヶ丘地区（八幡西区）
- ④ 田代・河内地区（八幡東区）
- ⑤ 恒見・喜多久地区（門司区）
- ⑥ 田野浦地区（門司区、運休中）

2 事業における役割分担

地域住民、交通事業者、市がそれぞれの役割のもと、相互に協議・調整を行い、連携して事業に取り組む。

(1) 地域住民の役割

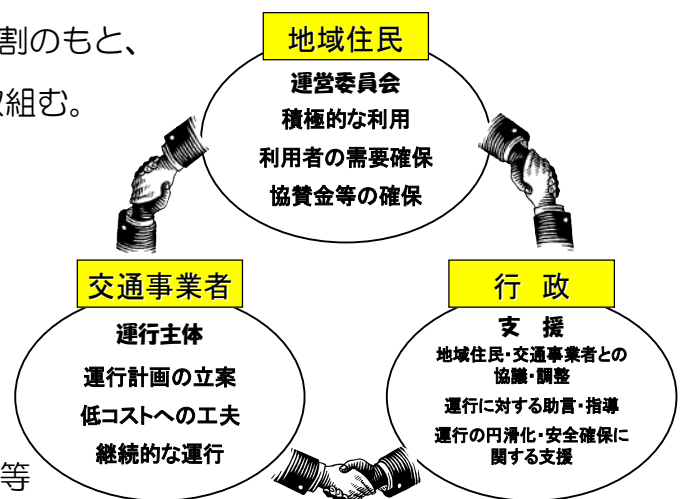
- ・積極的な利用や利用者の確保等

(2) 交通事業者の役割

- ・コスト削減等

(3) 市の役割

- ・地域住民・交通事業者との協議・調整等



3 市の支援

車両調達等の費用及び試験運行や運行に要する費用の一部に対する助成などの支援を行う。

- ① 交通事業者が運行開始時に要する費用に最大460万円の助成
- ② 交通事業者が車両更新時に要する費用に最大300万円の助成
- ③ 交通事業者の収支が赤字の際に、赤字額の一部に助成
 - ・収支が赤字であり、運賃が200円以上かつ運行開始後1年以上経過の場合
助成額 = 赤字額 × 収支率
- ④ 地域が主体となって試験運行を実施する際に、赤字額の一部に助成
 - ・1回あたり40万円を上限
助成額 = 赤字額 × 収支率

※ 収支率 = 運賃収入 ÷ 運行経費